

# 令和5年度 坂井市防災訓練実施要領

## 1. 目的

この訓練は、東日本大震災をはじめとする大規模災害を教訓とし、市内全域を対象とした防災行政無線の一斉放送を実施し、災害時における一時避難体制や避難行動の確認、各家庭での災害への備えについて周知啓発を図る。

また、市内3箇所の指定避難所（小学校）で、避難所開設運営訓練を実施し、避難所の役割などを学び、避難所での行動確認を行う。

## 2. 災害想定

午前8時00分に日本海沖を震源とするM7.3の地震が発生し、坂井市内で震度7を観測した。また、福井県沿岸部に「大津波警報」が発表されたため、沿岸部住民等に避難指示を発令した。地震発生後、市内全域で大きな被害が発生し、市では各支所に現地災害対策本部を設置し、避難所開設を指示した。

## 3. 訓練事項 ※【共通訓練】＋【職員訓練】＋【個別訓練】に分けて実施

### 【共通訓練】防災行動訓練（シェイクアウト訓練）、一時避難及び安否確認訓練、家族防災会議

(1) 実施日：令和5年8月20日（日） 午前8時00分開始

(2) 実施対象：坂井市内全域（全市民に参加を呼びかける）※市職員を含む

(3) 防災無線の一斉放送「緊急地震速報」「大津波警報」

(4) 防災行動訓練（シェイクアウト訓練）

緊急地震速報を合図に、各自居所にて身の安全を守る行動の実施

身の安全を守る行動⇒「①姿勢を低く ②頭を守り ③動かない」

(5) 一時避難及び安否確認訓練

行政区ごとに定められた一時避難場所へ避難し、区長を中心とし安否確認を行う。

安否確認の結果を現地災害対策本部（各支所）へ連絡する。

○安否確認の方法（例）

①家族の安否を確認し、自宅周辺の被害状況を把握し一時避難場所へ避難する。

②隣家など班で互いの安否の確認や行政区内の被害状況を確認し、区長を中心に集計する。

③現地災害対策本部（各支所）へ集計内容を連絡する。

※各行政区にて、独自の安否確認方法を確立されている場合は、その訓練を行う。

(6) 避難行動要支援者の避難支援訓練など行政区の実情に合わせて実施する訓練

行政区の避難行動要支援者の安否状況の確認や避難支援訓練の実施

(7) 家族防災会議

防災について各家庭で話し合う。

① 家族の役割分担 ② 非常用持出品のチェック ③ 互いの連絡方法の確認

④ 避難場所と避難ルートの確認 ⑤家具の転倒防止対策 など

## 【職員訓練】総合防災情報システムを活用した状況報告訓練の実施

- (1) 実施日：令和5年8月20日（日） 午前8時00分開始
- (2) 実施対象：市職員対象（再任用職員・会計年度任用職員を除く）
- (3) 安否確認/参集メールの一斉配信 ※防災行政無線と連動
- (4) 訓練内容

坂井市総合防災情報システム（sakai dis）を活用した状況報告訓練の実施

- ①安否確認 ②参集の可否 ③参集報告 ④解散報告
- ⑤被害状況報告（※警戒体制職員のみ）

※個人の携帯電話・スマートフォンでシステムにログインし報告を行う。

※今回はシステム上の訓練のみを実施し、実際の参集訓練は行はない。

## 【個別訓練】避難所開設運営訓練

- (1) 実施対象

大関地区・江留上地区・中部地区

（※区長会、まち協を中心に連携し実施する）

- (2) 実施日 大関地区：令和5年8月20日（日）午前9時00分開始予定  
江留上地区、中部地区（合同）  
：令和5年11月12日（日）午前8時15分開始予定

- (3) 訓練内容

各地区、施設管理者、市職員の協働による避難所開設運営訓練

- ①施設の安全点検 ②避難者受け入れ ③居住スペースの区画割り
- ④救護・応急手当 ⑤訓練を通し避難所運営マニュアルの見直しなど

※各会場により訓練内容について変更あり。

- (4) 指定避難所の役割、行うべき業務分担を学ぶ

訓練準備期間に、区長会、まち協を中心とした訓練参加者による勉強会を開催し、避難所の役割、避難者自らが行う避難所開設運営の方法などについて学ぶ。

また、避難所開設運営マニュアルの必要性を確認し、初動対応や運営などについて整理する。

## 4. 訓練の実施の有無

防災訓練の中止について、中止の基準及び周知方法は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報発表又は予想される場合
- (2) 災害発生又はその恐れがある場合
- (3) その他、訓練実施が困難と予想される事態が発生した場合
- (4) 訓練を中止する場合は、「防災行政無線」、「坂井市ホームページ」、「防災アプリ」及び「防災行政メール」等で周知を行う。